

## ▶ 国民健康保険税の税率が変わります

### ・税率の改正

これまで、函南町で必要な医療費などを推計し税率を決定してきました。今後は、静岡県に国保事業費納付金を納めるため、静岡県の示す標準保険料などを参考に、算定方式や収納率に基づき、税率を定めます。

国保事業費納付金は、それぞれの市町村の状況（国保加入者数・所得・年齢構成・1人あたりの医療費など）に応じて静岡県が算出します。

今回の税率改正は、広域化に伴い静岡県が示す保険料率の統一に向けて見直しを行うものです。「賦課方式において、資産割を使用しないことを目標とする」という静岡県の方針を受けて、医療分の資産割の率を下げ、静岡県下で最も低い均等割を引き上げます。加入者の皆さんに負担していただくこととなりますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

### ・課税限度額の引き上げ（地方税法の改正に合わせて実施）

医療分	支援分	介護分
580,000 円 (540,000 円)	190,000 円 (変更なし)	160,000 円 (変更なし)

※カッコ内は変更前

### ・所得が少ない世帯への軽減の拡大（地方税法の改正に合わせて実施）

世帯の総所得金額により、「均等割」と「平等割」が軽減されています。その判定所得額が引き上げられます。（世帯主の所得は、国民健康保険に加入・未加入に関わらず所得判定の対象となります）軽減を受けるには前年の所得申告が必要です。

#### ●平成 30 年度

**7 割軽減** = 33 万円以下（変更なし）

**5 割軽減** = 33 万円 + { **27.5 万円** × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) } 以下

**2 割軽減** = 33 万円 + { **50 万円** × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) } 以下

#### ●平成 29 年度

**7 割軽減** = 33 万円以下

**5 割軽減** = 33 万円 + { 27 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) } 以下

**2 割軽減** = 33 万円 + { 49 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) } 以下

※平成 30 年度の国民健康保険税決定通知書は、7 月中旬に送付を予定しています。

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する人のことです。

問合せ／住民課 (979-8111)  
税務課 (979-8109)

医療分	
所得割	6.0 % (変更なし)
資産割	12.50 % (25.00%)
均等割	18,000 円 (13,000 円)
平等割	25,000 円 (変更なし)

※カッコ内は変更前

※支援分・介護分は変更ありません

# 国民健康保険制度が変わります

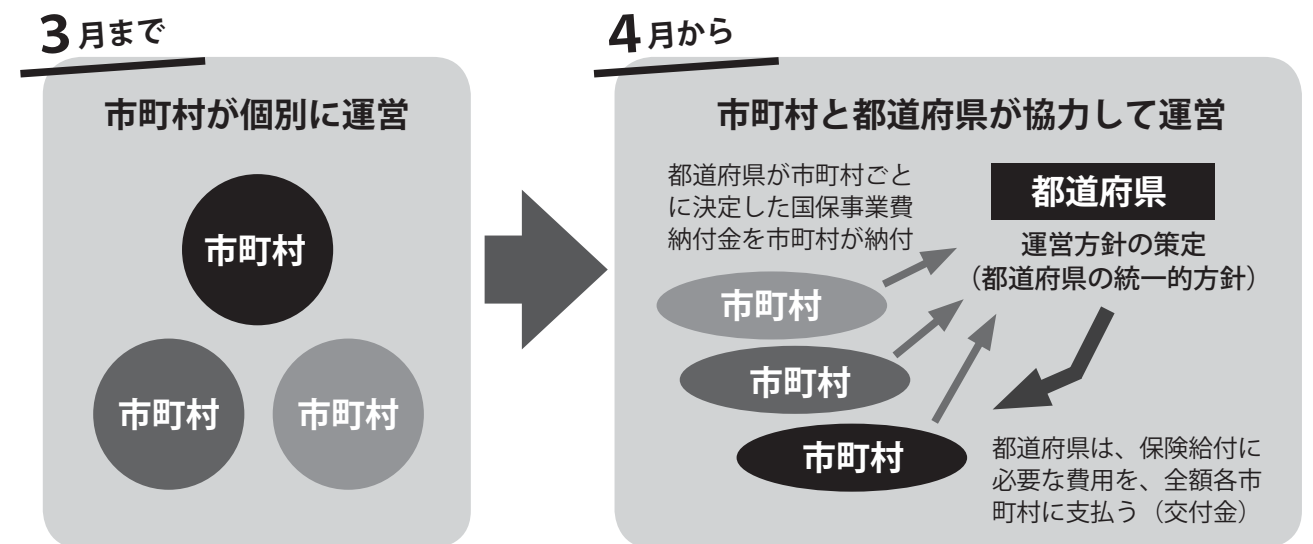
国民皆保険を将来にわたって守り続けるために 4 月から、これまでの市町村に加え、

**都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました**

## ▶ 見直しの背景

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、「年齢構成が高く 1 人あたりの医療費が高い」「加入者の平均所得が低く保険税の負担が重い」「加入者の少ない市町村が多く、財政運営が不安定に陥りやすく財政赤字の市町村も多く存在する」という構造的な課題を抱えていました。

## ▶ 制度改正のイメージ



市町村の役割	都道府県の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国保事業費納付金を都道府県に納付</li> <li>● 資格の管理（保険証などの発行）</li> <li>● 都道府県が決めた標準保険税率などを参考に保険税率を決定</li> <li>● 保険税の賦課・徴収</li> <li>● 保険給付の決定・支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 財政運営の責任主体</li> <li>● 国保運営方針に基づき、事業の効率化・標準化・広域化を推進</li> <li>● 市町村ごとの標準保険税率を算定・公表</li> <li>● 保険給付費等交付金の市町村への支払い</li> </ul>

## ▶ 変わること

- 都道府県も国民健康保険の保険者となります。
- 4 月以降の一斉更新から都道府県名が記載されるなど被保険者などの様式が変わります。
- 高額療養費の多数回該当が都道府県単位で通算されるようになります。

## ▶ 変わらないこと

- 保険給付の申請や各種届け出、保険税の納付などの窓口はこれまでどおりです。